

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 8 号

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例

瀬戸市旅費条例（昭和 2 6 年瀬戸市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（用語の意義）</u>	
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
<u>（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。</u>	
<u>（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u>	
<u>（3） 出張 職員が公務のため一時その在勤する勤務公所（常時勤務する公所のない場合又は旅行命令権者（任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</u>	
<u>（4） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者</u>	

等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第21条において同じ。)を締結したものをいう。	
(旅費の<u>種目</u>)	(旅費の<u>種類</u>)
第2条の2 旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。</u>	第2条 旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u> 2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行において、路程に応じ、旅客運賃等により、支給する。</u> 3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により、支給する。</u> 4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u> 5 <u>車賃は、陸路旅行(陸上の旅行にして、鉄道によらないものをいう。以下同じ。)について、路程に応じ、実費額により支給する。</u> 6 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により、支給する。</u> 7 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u> 8 <u>旅行雑費は、外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u> 9 <u>死亡手当は、職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合について、定額により支給する。</u>
(旅費の<u>支給</u>)	(旅費の<u>計算</u>)
第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、<u>旅費を支給する。</u>	第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により、計算する。但し、事務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路又は方法によっ

	<u>て旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって、計算する。</u>
2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により、計算する。 <u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって、計算する。</u>	
第8条 市長が必要と認めるときは、市長の定めるところにより、旅費を減じて支給することができる。 (旅費の請求手続)	第8条 <u>視察講習等のため旅行するとき、その他必要と認めるときは、市長の定めるところにより、旅費の定額を減じて支給することができる。</u> (旅費の請求手続)
第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の書類を当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。<u>この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u>	第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の書類を当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。
2及び3 <省略> (鉄道賃)	2及び3 <省略> (鉄道賃)
第12条 <u>鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道（鉄道に類するものを含む。）及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道（軌道に類するものを含む。）又は外国におけるこれらに相当するものをいう。以下この条及び第15条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし</u>	第12条 <u>鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び特別車両料金による。</u>

、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	
(1) 運賃 (2) 急行料金	(1) 乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
(3) 寝台料金 (4) 座席指定料金	(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金 (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃、第２号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。ただし、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）については、この限りでない。	2 前項第２号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上のもの (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道５０キロメートル以上のもの
3 第１項の規定にかかわらず、市長等が鉄道により移動する場合における鉄道賃は、同項の合計額に、特別車両料金及びこれに付随する費用（同項第１号に掲げる運賃に加えて別に支払う費用であって、公務のため特に必要とするものに限る。）を加えた額とすることができる。	3 第１項第３号に規定する特別車両料金は、市長が特に必要と認める場合に限り、支給する。

(船賃)	4 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u> (船賃)
第13条 <u>船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶又は外国におけるこれに相当するものをいう。以下この条及び第15条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u>	第13条 <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）</u>、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。 (1) <u>運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> (3) <u>事務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> (4) <u>第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u> (5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u>
2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、市長等については、この限りでない。</u>	2 <u>前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u>
3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長等が船舶に</u>	3 <u>第1項第4号に規定する特別船室料金は、市</u>

より移動する場合における船賃は、同項の合計額に、特別船室料金及びこれに付随する費用（同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う費用であって、公務のため特に必要とするものに限る。）を加えた額とすることができる。 （航空賃）	長が特に必要と認める場合に限り、支給する。
第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機（航空機に類するものを含む。）又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときには、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等については、この限りでない。 3 航空賃は、市長が公務上、特に必要と認めた場合に限り支給する。 （その他の交通費）	第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動	（車賃） 第15条 車賃の額は、実費額による。

<u>車により乗合旅客の運送を行うものに限る。</u> <u>）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>（宿泊費）</u>	<u>（宿泊料）</u>
<u>第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>（包括宿泊費）</u>	<u>第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。</u> <u>2 水路旅行及び航空旅行については、事務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、宿泊料を支給する。</u>
<u>第16条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>（宿泊手当）</u>	<u>（食卓料）</u>

第 17 条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表に定める 1 夜当たりの定額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、規則で定める額とする。</u> <u>(渡航雑費)</u>	第 17 条 <u>食卓料の額は、別表の定額による。</u> 2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>
第 20 条の 2 <u>渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の額とする。</u> <u>(死亡手当)</u>	
第 20 条の 3 <u>死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるために必要なものとする。</u> <u>(旅行役務提供者に対する支払)</u>	<u>(帰郷旅費)</u>
第 21 条 <u>第 12 条から前条までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、職員に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> <u>(旅費の調整)</u>	第 21 条 <u>任命権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u> <u>(旅費の調整)</u>
第 23 条 <u>旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その</u>	第 23 条 <u>任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当</u>

他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、規則で定める旅費を支給することができる。

別表（第16条、第17条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		宿泊手当 （1夜につき）
	市長等	市長等以外	
	円	円	円
北海道	18,000	13,000	2,400
青森県	15,000	11,000	
岩手県	13,000	9,000	
宮城県	14,000	10,000	
秋田県	15,000	11,000	
山形県	14,000	10,000	
福島県	11,000	8,000	
茨城県	15,000	11,000	
栃木県	14,000	10,000	
群馬県	14,000	10,000	
埼玉県	27,000	19,000	
千葉県	24,000	17,000	
東京都	27,000	19,000	
神奈川県	22,000	16,000	
新潟県	22,000	16,000	
富山県	15,000	11,000	

該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の承認を得て定める旅費を支給することができる。

別表（第16条、第17条関係）

区分	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
	円	円
市長、副市長、教育 長、固定資産評価員	15,000	2,400
消防長、部長、会計 管理者、課長、課長 補佐又はこれらに相 当する職にある者	13,000	2,100
その他の職員	12,000	1,800

石川県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
福井県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
山梨県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
長野県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
岐阜県	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
静岡県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
愛知県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
三重県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
滋賀県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
京都府	2 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0
大阪府	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
兵庫県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
奈良県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
和歌山県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
鳥取県	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
島根県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
岡山県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
広島県	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
山口県	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
徳島県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
香川県	2 1, 0 0 0	1 5, 0 0 0
愛媛県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
高知県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
福岡県	2 5, 0 0 0	1 8, 0 0 0
佐賀県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
長崎県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
熊本県	2 0, 0 0 0	1 4, 0 0 0
大分県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
宮崎県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
鹿児島県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
沖縄県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。